

東京都病院協会 会報

東京都病院協会
医療共済制度 引受保険会社

メットライフアリコ 全国法人開発部

東京都墨田区錦糸1-2-1
アルカセントラル 4階
TEL: 03-5637-5250

2011年(平成23年)6月28日

第170号

毎月1回 定価 200円(会員購読料は会費含む)

発行所: 一般社団法人東京都病院協会 / 発行人: 河北博文 〒101-0062 千代田区神田駿河台2-5 東京都医師会館内306号
TEL:03-5217-0896 / FAX:03-5217-0898 / URL: http://www.tmha.net / E-mail: tmha@mri.biglobe.ne.jp

「挨拶 今後の抱負と 東京都病院協会に期待すること」

東京都医師会 会長 野中 博氏



会長 野中 博氏

はじめに

第二二回東京都医師会代議員会において、東京都医師会会長に選任されました。その重責を思い、身の引き締まる気持ちです。そして、同時に選任されました役員一同宜しくご指導ご鞭撻をお願い致します。

まず、三月十一日の東日本大震災において被災されたすべての皆様に、心から哀悼とお見舞いを申し上げます。一日でも以前の生活に戻られることを祈念致します。しかし、今回の大震災は、わが国の一地域の問題として対応する事は不適切であり、その復興は、まず、すべての国民が一致協力してはじめて実現できると思います。

今回の被災現場からは、あらためて日本人の互いを思いやり、そして協力し合う姿を見て日本人としての誇りを感じるとともに、一人一人が協力する

ことにより実現できることの可能性の大きさを痛感します。

東京都医師会として、引き続き会員の皆様のご協力を基に被災された皆様の復興のために全力を挙げて取り組む所存です。

協働が欠かせない

国民の生活を支えるために欠かせないわが国の社会保障制度には、様々な問題が山積しております。本年は、国民皆保険制度が昭和三十六年に実施されてから五十年の節目の年です。医療の提供者としてあらためて国民皆保険制度の意義を考える必要があると思います。

国民皆保険が実施されるまでは、幾多の様々な困難の連続が報告されていきます。皆保険制度が実施される以前の社会の状況は、極端な表現を借りれば「一家の中に病人が出れば、医者にかかって破産するか、それとも黙って病人の死を待つか」の状況でした。そのような状況下に、国民皆互いに支えあう制度として国民皆保険制度は開始され、そして五十年が経過しました。

医療は、国民の生命や健康を守る大切な社会保障制度の一つであります。これからの道のりも決して平坦ではな

いと思いますが、やはり国民皆互いに支えあう事を基本として国民皆保険制度の大切さを理解し持続する必要があります。と思います。

国民皆保険制度の持続には、大きな財源の確保の問題も大切ですが、今こそ我々医療提供者には、医療の現場を見つめ地域の生活者を支える医療提供体制の構築こそが期待され、それが東京都医師会の重要な役割と考えます。そのため、地域の診療所や病院の医師により構成される地区医師会と東京都医師会そして東京都病院協会の協働が欠かせません。

新たな東京都医療モデルの構築

あらためて東京都医師会の役割を考えてみますと、当然、最も大切な役割は、都内各地域の生活者の生命と健康を守る事です。そのためには、各地域の個々の医療機関そして各地区医師会の活動を把握して東京都医師会が率先して支える必要があります。すなわち、地域の生活者が住み慣れた地域で生涯安心して生活を続ける事を支える医療体制の構築を今以上に進展させる必要があります。地域における病院・診療所が協働する連携を推進し、真の地域医療体制の具現化を強力に推進する新たな東京都医療モデルを構築する必要があります。

新たに東京都医療モデルを構築するために、地域での病院と診療所が適切に協働する連携が当然必要不可欠です。この地域医療における連携の重要性は、従来から盛んに提唱されてきましたが、まだまだ満足できる状況では

ありません。医学は日々進歩しているため、その進歩を直ちに受け入れた地域医療の構築は、はなはだ困難でもあります。しかし、従来から構築されてきた地域医療体制は、医療提供側からの視点で主体で検討されてきた事の影響も考えられます。

地域の全ての医療が本来目的としている事は、医学を通じて地域の生活者の生涯を支える事の筈です。すなわち、地域の生活者である人々の生涯を支えるために、医療を受ける側の視点を含めて地域の診療所と病院をはじめ様々な施設が各々の役割を認識して協働する地域医療体制の構築を検討する必要があります。

診療所と病院との協働関係

診療所には、日頃の診療を通じて、まず地域の生活者の健康管理の務めを果たす役割があります。さらに、自らの診療所において診断や治療を実施する事が不適切な病状の患者を適切に他の診療所や病院に紹介する役割もあり、その際には、診療所から病院への適切な診療情報提供を診療所は行いいます。さらには、病院での治療が終了して病状が安定した際には、住み慣れた地域での生活を支えるために再び治療等の健康管理を受け持つ役割も期待されています。その際には、地域の介護等の様々な職種との多職種連携が必要で、これがいわゆるプライマリ・ケアにおける診療所の役割です。

病院には、診療所では出来ない専門的な診断と治療を受け持つ大切な機能があり、必要な場合には、入院を通じ

てその役割を果たします。病院の入院治療には、入院における「入口」機能と退院における「出口」機能が期待されます。この「入口」機能には、必要な時に適切に入院できる事が当然期待されていますが、残念ながら、いつても必要な時に速やかに入院できる状況ではまだまだありません。

そして、入院後には、前述の適切な診断と治療が速やかに実施される必要があります。さらには、退院後の医療と生活の安定の確保や入院中の生活の保持も重要な入院機能として期待されているのです。病院からの退院すなわち「出口」においては、入院中の生活の保持を通じて退院後の医療と生活の確保を検討して、次の医療を受け持つ医療機関等に対して適切に情報伝達する事が期待されます。しかし、現状では退院後も同病院での外来にて治療を継続するのが一般的とされているためか、病院の「出口」機能に対する理解が不足している状況は残念です。

従来、この「出口」においては医療の継続だけが着目され、退院後の生活の安定の確保への配慮や情報提供が欠如している事を地域の診療所では痛感します。この様な状況では、患者やその家族が在宅医療を選択されても安心して住み慣れた地域での生活は容易ではありません。あらためて病院には、退院後の生活の安定における役割について認識を新たにして頂きたい。

従来では、退院後も治療を受けていた病院での治療を継続するために特に支障は少なかったと思われませんが、退院後の患者の住み慣れた地域での生活を支えるためには、今後多くの支障が

想像されます。その解決方策として病院内での医師や看護師等における多職種協働による退院前カンファランスの重要性が提唱されてきました。残念ながら病院においては、この退院前カンファランスの時間ばかりが問題にされ、適切に実施されてきたとは言えない状況が続いています。しかし、これこそ病院本来の機能であり、同時に院内の多職種協働が果たす役割は、これからの病院の在り方において重要と考えます。確かに、入院していた病院が退院後も治療を受け持つ意義は理解できませんが、それで地域医療の本来の目標、すなわち地域の生活者の住み慣れた地域での生活を支えているのには疑問が残ります。

この病院の入院機能すなわち「入口」と「出口」の充実に地域他の病院や診療所との協働関係無くしては実現する事は困難であり、一方でこの機能の検討により自らの病院がその規模に係わらず大切な地域の構成員であることを実感できると思います。是非、東京都病院協会の会員の皆様には、あらためて自らの病院の入院機能を検討して頂きたいと思えます。

東京都医師会の本来の役割

今こそ、地域の生活者に医療を提供する我々医師集団すなわち医師会は、そうした活動を通じて、住み慣れた地域での安心と安全を保障する行動が期待されています。現状でも、地域の医療現場が活動されている病院や診療所等に存在する多くの医師は、日々、各々苦勞されて毎日の診療を通じて地

域の生活者を支えています。そして、地区医師会も医師の協力を得て医療提供体制の構築に頑張られています。

しかし、医学が進歩すればするほど、医療提供体制の充実に、様々な課題があり、従来体制の継続だけでは様々な課題を克服する事はできません。当然、地域において各々の医療機関が適切に行動されるためには、地域における地域医療計画や介護保険事業計画策定には積極的に関与する必要があります。

そのためには、地域の病院も地区医師会と一体となって両計画立案にあたる必要があります。その上で、東京都医師会は、各地区医師会の課題を把握して東京都病院協会と協働して、その課題の克服を東京都と協議する必要があります。それが東京都医師会の本来の役割です。

「医療は都民・国民のものであり、心温まる医療提供体制を創りたい」この言葉の実現に向けて東京都医師会は従来から活動してまいりました。あらためて東京都病院協会会員の皆様には、多くの医師が協力すれば多くの命が救われ、そして医師が多くの医療や介護の従事者と協働すれば多くの人の地域での生活を支える事が可能であると理解し実践して頂きたいと思えます。

以上、東京都医師会会長として、新任の御挨拶と東京都病院協会に期待する事を述べさせていただきました。今後ともご理解とご協力をお願い致します。

**名誉会長 荘先生を偲んで
新たな誓い**
会長 河北博文

精進を重ねて東京都病院協会の活動を推進していかねばなりません。今年には野中博 東京都医師会新会長も誕生し、相互の協力をさらに強いものにしていきたいと思います。

東京都病院協会初代会長(平成九年四月〜平成十一年三月)荘進先生が亡くなられました。荘前会長は、笑顔を絶やさず、常に穏やかで人の和をとても大切になさる方でした。初めてお目にかかっから約三十年になりますが、私が勝手なことを言ったり、行ったりするのを横で「ご覧になりながら困った顔をされていたのを感じていました。」

平成九年四月、それまで六つの病院団体、あるいは支部が一つにまとまって東京都病院協会になりました。当時の福井光壽 東京都医師会会長と荘先生、私が話をし、福井先生と荘先生のお二人が関係の方たちを説得して下さい、今の東京都病院協会に一本化されました。日本の社会では、この「和」がとても大切なことを示して下さいました。荘先生の期待に応え、一層

「ご息の隆一郎さんがしっかり運営を担っておられる「荘病院」と、東京武蔵野病院」そして「小茂根の郷」がますます社会価値を増していくかようになります。ご冥福を心からお祈りいたします。

会務日誌・委員会報告(六月)

- 六月八日
 - 第三回医療安全推進委員会
 - ・節電セミナーについて
 - ・平成二十四年度 東京都予算要望について
 - 六月十四日
 - 第三回総務・経理委員会
 - ・六月度理事会議について
 - ・平成二十三年度 定時総会開催について
- 六月二十日
 - 第三回急性期医療委員会
 - ・今年度事業計画(講習会等)について
 - ・新規委員について
 - ・東京ルールの運用状況について
 - 六月二十二日
 - 第三回事務管理部会
 - ・七月研修会について
 - ・今年度事業計画について
 - 六月二十三日
 - 第三回渉外・広報・会員組織委員会
 - ・広報紙一七〇号反省および一七一号企画について

東京都病院協会新役員

(平成23年6月21日)

特別顧問 福井 光壽 東京都医師会元会長

Table with columns: 役職, 氏名, 経営主体, 病院名, 役職. Lists board members and staff including 河北 博文, 安藤 高朗, 飯田 修平, etc.

平成二十三年年度定時総会は、平成二十三年六月二十一日(火)午後八時より、東京都医師会館講堂で開催されました。

平成二十三年年度 定時総会開催

これまで以上に強力な病院協会にしていかなければいけないとの挨拶がありました。総会は、古畑正副会長を議長に平成二十二年事業報告は、猪口正孝総務委員長、決算報告

開会に先立ち、河北会長より昨今の政治状況を厳しく批判した上で、「特に消費税アップ等の社会保障制度改革も含めて、今後、医療はますます混沌とした状況になる。しかも、病院経営にとつて、さらに厳しい状況は避けられない。病院は、経営だけではなく、

改選では、河北会長の再任を始めとして、ご覧の新役員一覧表の陣容となりました。新たな理事には、東京都保健医療公社の代表として山口武兼氏(豊島病院院長)と介護療養のスペシャリストとして熊谷頼佳氏(京浜病院院長)が加えられ、満場一致で可決承認されました。

平成23年度経営塾スケジュール

Table with columns: 開催日時, テーマ, 講師. Lists 11 sessions on topics like 'Medical and CEO's Role', 'Hospital Management', etc., with speakers like 郡司篤晃, 河北博文, etc.

平成十四年度に開講された「東京都病院協会経営塾」は、今年で十年目を迎え、これまで約四百名におよぶ塾生を輩出して来ました。今年もご覧の「経営塾スケジュール一覧表」の通り実施します。

平成二十三年年度 経営塾開講のお知らせ

開催日時:平成二十三年九月九日(金)より平成二十四年三月九日(金)まで計十一回の開講。時間は、いずれも午後六時~午後八時五十分。原則として第二、第三金曜日に開講会場:東医健保会館 (JR信濃町駅 徒歩五分)

病院内に必要なマネージャーを少しでも多く確保するために、も積極的に参加をお勧め致します。概略をご案内しますが、詳細は案内状をご覧ください。(受講者には受講票をお送り致します) 申込用紙に必要事項をご記入の上、東京都病院協会事務局宛FAXにてお申し込み下さい。 FAX:03-5527-0898

3回実施するグループディスカッションでは、東京都病院協会役員が座長を務めます。

講演会・講習会開催のご案内

【講演会】

主題「病院事業計画の見直しと融資計画
- 病院再生や事業拡大に要する資金計画 -」
各病院の「病院自体の能力」と「病院を取り巻く環境」とのミスマッチがないのか、また、地域においてその病院がやれること、やるべきことを整理して、事業計画の再検討を考える講演会とします。加えて、福祉医療機構の融資制度についても説明します。

記

日時：平成23年7月22日(金)午後3時～午後4時30分
会場：東医健保会館3階ホール(JR信濃町駅 徒歩5分)
講師：(独)福祉医療機構 理事 瀬上 清貴氏
参加費：会員 3,000円 非会員 6,000円(当日会場にて)
定員：先着100名(定員を超えた場合は、ご連絡致します)

【講習会】

主題「病院のBCR(事業継続計画)策定のための講習会」
BCP策定は、不測の事態が発生して、自らも被災する中で、その被害を最小限に留めて、限られた経営資源をいかに最善の対応を図るかという、病院にとって存続を賭けた取り組みとなります。折しも、東日本大震災によって病院には、BCP策定の社会的期待が高まっております。
病院のBCP策定に参考になるものと考え、講習会を開催致しますので、ぜひご参加下さい。

記

日時：平成23年7月28日(木)午後2時～午後4時30分
会場：東医健保会館中ホール(JR信濃町駅 徒歩5分)
講師：エーエムシー企画 塚田 学士氏
参加費：会員 3,000円 非会員 6,000円(当日会場にて)
定員：先着100名(定員を超えた場合は、ご連絡致します)

連絡先 東京都病院協会事務局 TEL 03-5217-0896

制限緩和申請は、申請書類(制限緩和申請書告示様式第一)を作成のうえ、制限緩和の対象となることを証明する書類を添付し、関東経済産業局に提出すること。
提出物の媒体は、紙媒体及び電子媒体いずれでも受け付けが可能ですが、紙媒体での申請は、片面で二部(正本一部、副本一部)提出となります。
提出期限は、制限緩和を適用したい日から起算して十四日前までに提出することが必要です(必着)。

電気事業法に基づく 電気使用制限に対する 医療施設の対応について

いつもの節電とは違う

この夏の節電は、いつもの節電とは違います。政府が法律に基づいて「電力使用制限令」を出すからです。
対象は、東京電力管内の契約電力五〇〇キロワット以上の大きな工場やビル等です。その結果、管内では七月一日から九月二十二日までの平日九時から二十時までの時間帯について、使用電力を抑制するための節電行動計画を作成して節電に取り組むこととなります。

具体的には、七月から電気の使用を昨年の夏より十五%減らすこと、違反すると百万円以下の罰金の対象とされることとなります。

てしまいます。契約電力五〇〇キロワット以下の事業所や一般の家庭は、十五%を目標に電気を減らす努力をすることとなります。

今から三十七年前、第一次石油危機で出されたことがあります。深夜放送がなくなり、繁華街からネオンサインが消えてしまいました。ただ、当時は石油の消費を抑えることが目的で、時間に関係なく電気を使わないことが大切だったので。

しかしこの夏は、電気を使っても結構ですが、電力の需要が活発になる平日の時間帯には極力電気を使わない努力をしてほしいということになります。

医療施設には特例が

そうした中で、医療施設については、生命・身体 の安全確保が不可欠として

特例が認められて、一般には昨年比十五%減が求められる大口需要家(契約電力五〇〇キロワット以上)も、削減率〇%減として昨年の使用最大電力まで電力を使用できることになりました。ただ、こうした制限緩和の適用があったとしても、国は、昨年比十五%減の自主努力を求めています。誤解のないように、節電できるところは極力節電に努力することが求められています。

大口需要家の 制限緩和の適用には届出が必要

そこで、大口需要家(契約電力五〇〇キロワット以上)の医療施設では、昨年の使用最大電力まで電力が使える制限緩和の適用を受けるためには、所管の経済産業局への申請書提出、節電行動計画の作成と厚生労働省への提出施設内掲示やホームページへの掲載

などによる計画の公表 電気使用状況の経済産業局への報告(検針日から十五日以内)等が必要となります。

また、適用を希望する日の十四日前までに申請が必要のため、例えば、対象期間が始まる七月一日から適用を受ける場合には、六月十七日までに申請することが必要となります。契約電力五〇〇キロワット以上の大口需要の医療施設では、すでに申請がすすんでいると思いますが、申請の期限はありませんので、まだ申請が済んでいない対象病院は、ただちに進めて下さい。

なお、電力使用制限の対象とならない小口需要家(契約電力五〇〇キロワット未満)についても、節電行動計画を作成して、施設内掲示やホームページに掲載するなど公表する必要がありますが、厚生労働省への提出は不要です。

制限緩和申請について



PROUD
プラウド杉並和田
新発表

東京メトロ丸ノ内線「東高円寺」駅より「新宿」駅直通8分、新宿約4km圏。

外観完成予定 最新間取りの2階を基本に構成したもので、客室は多人数利用可能。広さ、明るさは指定の標準を上回る。また、エレベーターは全フロアに設置。2階客室には完成予定の壁紙が貼られています。なお、客室の壁紙は完成後に貼付いたします。完成後、お客様がご自身の好みに壁紙やカーペットの一部を交換および撤去しております。

■「プラウド杉並和田」予告物件概要●所在地/東京都杉並区和田二丁目990番1地2筆(地番)●交通/東京メトロ丸ノ内線「東高円寺」駅徒歩12分、「方南町」駅徒歩12分●総戸数/133戸(プライベートコート22戸、グランドコート82戸、サウスコート29戸)●他に管理事務室1戸●未定●用途地域/第2種中高層住居専用地域、近隣商業地域●構造・規模/プライベートコート・グランドコートRC造地上5階建、サウスコートRC造地上6階地下1階建●敷地面積/5,383.57㎡(プライベートコート1,078.68㎡、グランドコート1,318.38㎡、サウスコート1,185.51㎡)●建築確認番号/プライベートコート:第H22普及協会の00253号、グランドコート:第H22普及協会の00255号、サウスコート:第H23普及協会の00033号●予定販売価格/未定●間取り/2LDK~4LDK●専有面積/プライベートコート72.10㎡~85.55㎡、グランドコート71.46㎡~87.46㎡、サウスコート61.00㎡~85.89㎡●バルコニー面積/プライベートコート9.09㎡~11.37㎡、グランドコート9.09㎡~14.33㎡、サウスコート6.07㎡~17.95㎡●管理費等/未定●分譲後の敷地の権利形態/専有面積割合に基づく所有権の共有●管理形態/区分所有者全員に管理組合を結成していただき、運営・管理業務は野村リビングサポート株式会社に委託(予定)●入居予定時期/プライベートコート・グランドコート平成24年6月下旬、サウスコート平成24年8月下旬●入居予定時期につきましては電力供給・資材調達等の状況により、変更になる場合があります。●販売予定時期/平成23年8月上旬●施工/株式会社鏡高組●主事/野村不動産株式会社 国土交通大臣(11)1370号(社)不動産協会会員(公社)首都圏不動産公正取引協議会加盟 本社 東京都新宿区西新宿1-26-2新宿野村ビル※本物件は一括での販売か、分割での販売が確定していないため、物件概要は平成23年5月時点の全販売対象住戸のものを表示しています。販売戸数等につきましては本広告発表時点で表示させていただきます。

本広告を行うまでは、契約又は予約の申込に一切応じられません。お問い合わせは、資料請求は「プラウド杉並和田」
また申込みの順位の確保に関する措置は講じられません。
あらかじめご了承ください。(販売予定時期/平成23年8月上旬)

予告広告

資料請求受付中 プラウド133 検索 www.p-sw133.com

0120-333-774
営業時間/10:00~18:00(火・水曜定休)
【主事】野村不動産